

組合士さん こんにちは

訪ねた組合士

長野県火災共済協同組合

岡澤 邦明さん

曾根原岳晴さん

「組合士」は組合専従者には必須の資格です

我々は「火災共済組合」です

事業は順風満帆であることが何よりである。しかし、事業に「万が一」はつきもの。経営者なら不測の事態に備えて準備を怠らないのも当然である。

火災共済協同組合は、そういう「万が一」の時に、組合員である中小企業とその経営者をしっかりサポートしてくれる頼りになる存在だ。法手続き的な説明にすれば、火災共済協同組合とは、組合員の火災等による損害を補填するための共済を事業とし、1000名以上の加入が要件となっている。いわゆる大規模組合であり、現在、42都道府県で設立されている。

今回お話を伺った2名の組合士、岡澤邦明さんと曾根原岳晴さんが奉職する「長野県火災共済協同組合」は、その中の1組合で、組合員数は1万人規模の文字通りの大規模組合である。

日々の業務は契約締結と事故時査定が中心であるが、「組合ならではの迅速で

きめ細かな対応ができるよう、組合員事業者と顔の見える関係作りを心がけています」とのことであり、共済の販売についても、事業協同組合や商工会議所、商工会、あるいは地元金融機関などを通じて実施している。「これらの機関は、地元中小企業経営者にとって身近な相談先です。そういうところを通じると、火災共済という存在の普及もできるし、信頼できる存在」であることも認識してもらいやすい」からである。

日々の業務に役立つ

「組合士」と資格取得の勉強

岡澤さんは同組合の業務部長を、曾根原さんは同部長代理とコンプライアンス室長を兼務する。いずれも資格を取得して10年以上のベテラン組合士である。

そこで、組合士の資格は日常業務にどのように役立っているかを伺ったところ、「我々の業務では、まず、契約時には掛け金の算出のために、また、不幸なことに火災等の事故に罹災した場合は損

失補填額の査定のために、対象となる組合員の会社の決算内容を確認しなければなりません。そういう時に、組合士の資格取得のために勉強した簿記の知識が非常に役に立っています。決算書の1つも読めないようでは、加入してくださる組合員の方々をしっかりサポートすることもできません。逆に、そういうところできちつと評価ができると、それは組合員と我々組合との信頼関係にもつながると思います」との指摘があった。

また、「資格取得前には、職場の先輩達が当たり前のように話している内容は、いまさら聞きにくい面もあったのですが、取得へ向けた勉強をする中で、『先輩あの時言っていたのはこのことか』と、仕事の内容確認、自分なりの納得につながるものがたくさんあった」という。「組合は、一般の企業組織に比べると特殊な存在です。それだけに資格取得のための勉強は、組合という組織に正面から向き合い、理論の面からきちんと知る何よりの機会になった」とも指摘する。

このように業務に直結して資格が役立つ場面も多い同組合では、資格取得を職員に積極的に勧めており、全職員16名中6名が組合士という密度の高さである。

今後へ向けて課題に取り組む

最後に、これからの組合運営についての目標を伺ったところ、「当組合は大規模組合で、しかも火災共済組合です。今回の協同組合法改正によって員外監事の設置や共済事業が従来以上に民間保険業に近い事業になりました。そこで、組合員に火災共済組合であることの意義、有利さをどのようにアピールしていくか。これはなかなか工夫を要求される課題です。

そして、組合ですから、そういう新しい事態を組合員に1つ1つ説明し、理解してもらい、総意として合意してもらうことも必要です。そういう課題に、組合士の資格も活用しながら実務的に取り組むつもりです」と姿勢を語ってくれた。

さらに、「組合実務に取り組む組合専従者にとって組合士は必須の資格だと思えますし、その取得のための勉強は、普段、実務だけからではなかなか習得できない知識を身につける非常にいい機会になります。組合に奉職する若い職員には、こういうプラス志向で取得に取り組みんで欲しいですね」とのアドバイスには、いかにもベテラン組合士ならではの説得力を持っていたのである。